

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 7件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動機構温度モニタ盤において、予備電源用バッテリーの状態表示灯(バッテリー不良を示す「バッテリーコンディション」)の点灯が認められたため、対応検討。	対象外	
2	2号機	所内用圧縮空気系バックアップ弁定例試験用バルブユニットにおいて、バルブユニットのアタッチメント部とテスト弁配管フランジのあたりが悪く、テスト弁を「開」にすると圧力が低下することが認められたため、当該バルブユニットを点検・修理。	対象外	H25.11.20再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
3	3号機	サービス建屋換気空調系蒸気発生器の定例水抜き時において、補給水弁用電磁弁から異音が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	4号機	残留熱除去機器冷却系海水ポンプ(A)軸受潤滑水流量計において、カバーガラスに破損(ひび割れ)が認められたため、当該カバーガラスを点検・修理。	GⅢ	
5	4号機	残留熱除去機器冷却系海水ポンプ(B)軸受潤滑水流量計において、カバーガラスに破損(ひび割れ)が認められたため、当該カバーガラスを点検・修理。	GⅢ	
6	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系海水ストレナ出入口ドレン弁において、シート部に漏えい(連続滴下)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物固化系冷水ユニット(A)圧縮機の試運転において、冷水ユニット(A)圧縮機(2)吐出圧力計に指示不良(1.0MPaより指示が上昇しない)が認められたため、当該圧力計を点検・修理。	GⅢ	